

 \circ

山形県公朝

平成23年7月29日(金) 第2264号

毎週火・金曜日発行

次 目

> 告 示

○障害者自立支援法によ 所在地の変更					※ 公士亡与	↑-5-I⇒⊞ \	779
○土地改良区の役員の追							
○土地改良区の役員の第					又月 展刊 司 同		… 同
○上地域長区の役員の場○県営土地改良事業計画					1 4		
○居工地以及事業計画					文月 展刊 司 同		… 同
					同	,	… 同
					1. 4	,	, ,
					スカ 展 11 m		… 同
○道路の区域の変更				•	1. 4	,	
○一般国道の供用の開始					同		… 同
○開発行為に関する工事					1. 4	,	, ,
					同		… 同
○昭和39年8月県告示第					1. 4	,	1. 4
物件売払契約約款及び					… (会 計	一局)	778
		教育委員	員会関係				
		訓	슈				
	a lefe and the des	F	1-				
○山形県教育委員会文書	善管理規程の一部 を	を改正する訓	令······		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		779
		公	告				
○平成23年度自衛官候補	甫生の募集				… (市町)	村課)	···780
○県営住宅入居者の一船	设公募			(村山)	総合支庁建	築課)	···781
○同				(最上	総合支庁建	築課)	785
○一般競争入札の公告…					… (会 計	- 局)	···788
○同 …					… (企 業	局)	···789
		īF	誤				
		112	缺				
	-						
	_	告	示_				
山形県告示第658号			er trade a second	Landard		. Alle La :	
障害者自立支援法 (平成)第46条第1	項の規定により、指定	定障害福祉	サービス事	業者か	ら次のと
おり変更した旨の届出があ	らった。						

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害福祉サービス 事業者の名称及び主たる	事業所の名	称及び所在地	障 害 福 祉 サービスの	変更年月日
事務所の所在地	変 更 前	変更後	種類	发页十月日
特定非営利活動法人きずな	訪問介護きずな		居宅介護 重度訪問介	₩# 2 2 € 20
米沢市本町三丁目1番55 号	米沢市相生町7番41号	米沢市本町三丁目1番55 号	護	平成23. 6.20

山形県告示第659号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事	の別		氏	:	名		住	所
理	事	越	後	昭	太	郎	新庄市本合海3	35 – 3
同		樋	渡	敏		春	同 (60
同		清	水	哲		夫	司 2	228-1
同		斎	藤	富	士	男	同	2
同		加	賀	陽		_	同	1023 – 3
監	事	阿	部	重		哉	同 2	25
同		信	田	寿		美	最上郡大蔵村	大字合海70

山形県告示第660号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏	名	住	折
理事	越後	昭 太 郎	新庄市本合海35-3	
同	樋 渡	敏 春	同 60	
同	清水	哲夫	同 228-1	
同	斎 藤	富 士 男	同 2	

同		松	田		雄	同 771	
監	事	阿	部	重	哉	同 25	
同		信	田	寿	美	最上郡大蔵村大字合海70	

山形県告示第661号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営上新田地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営上新田地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画書の写し

2 縦覧に供する場所

米沢市役所

3 縦覧に供する期間

平成23年8月2日から同月30日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第662号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営米沢地区土地改良事業(水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営米沢地区土地改良事業(水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型))計画書の写し

2 縦覧に供する場所

米沢市役所

3 縦覧に供する期間

平成23年8月2日から同月30日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第663号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営高山地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営高山地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画書の写し

2 縦覧に供する場所

川西町役場

3 縦覧に供する期間

平成23年8月2日から同月30日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第664号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営京田・栄地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営京田・栄地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所、三川町役場

3 縦覧に供する期間

平成23年8月1日から同月29日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第665号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営八栄島地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営八栄島地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成23年8月1日から同月29日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第666号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
最上郡真室川町大字大沢字板ノ沢24 同 字田郎205都		旧	14.0 メートル く 8.0	۷	メートル 13
同	上	新	14.0 メートル ~ 10.0	同	上

山形県告示第667号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字板ノ沢248番2から

同 字田郎205番まで

3 供用開始の期日 平成23年7月29日

山形県告示第668号

次の開発行為は、完了した。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成23年5月16日 指令村総建第5004号

2 開発区域に含まれる地域の名称

尾花沢市大字尾花沢字下新田1403番2、1403番3、1403番5、1403番6、1403番7、1404番4、1405番1、1405番2、1406番の一部、1408番の一部、1408番1の一部、1480番7、1480番8、1403番2先、1403番5先

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社ヤマザワ

山形県告示第669号

次の開発行為は、完了した。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成23年6月22日 指令村総建第5009号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東村山郡山辺町大字大塚字大塚45番の一部、47番
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

山形市元木一丁目11番10号 元木ビアンカ202号 瀧 隼人

山形県告示第670号

昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件 購入契約約款)の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その 他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成23年7月29日

美 栄 子 山形県知事 吉 村

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。 (5) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若し くは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団 員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」 という。) であると認められるとき。
- ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下こ の号において同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴 力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 第8条第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第4項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。
- 第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。
- 第14条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若し くは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団 員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」 という。) であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下こ の号において同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴 力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該 当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の 相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、 受注者がこれに従わなかつたとき。

第14条第2項中「第3号」を「第4号」に改め、同条第5項中「第1項第4号」を「第1項第5号」に改める。 第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第18条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若し

くは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

- ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の 相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、 受注者がこれに従わなかつたとき。

第18条第2項中「第3号」を「第4号」に改め、同条第5項中「第1項第4号」を「第1項第5号」に改める。

教育委員会関係

訓令

山形県教育委員会訓令第6号

方 中 教育機関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月29日

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年4月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 第30条第2項中「令達番号簿(別記様式第4号)」を「文書番号簿(別記様式第6号)」に改め、同条第3項を次

第30条第2項中「令達番号簿(別記様式第4号)」を「文書番号簿(別記様式第6号)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定は、達及び指令について準用する。

第30条第4項を削る。

第33条第1項中「施行文書」を「規則、告示、訓令、訓、内訓、庁達、達、指令及び施行文書(以下「施行文書等」という。)」に改め、同条第2項中「施行文書」を「施行文書等」に改め、「(別記様式第6号)」を削る。

第52条中「宿日直員」」を「宿日直員」と、第33条第1項中「規則、告示、訓令、訓、内訓、庁達、達、指令及び施行文書」とあるのは、「達、指令及び施行文書」」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号

法 令 番 号 簿

種 別

番	号	年月日	題名	主務課	備考

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

様式第4号及び様式第5号 削除

附則

- 1 この訓令は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の山形県教育委員会文書管理規程の規定により規則、告示、訓令、訓、内訓、 庁達、達及び指令に付けられた記号及び番号は、改正後の山形県教育委員会文書管理規程の規定により付けられ た記号及び番号とみなす。

<i>/</i> .\	<u>#</u>
T.	

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第 1 項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試 験 期 日	試験の概要	試験場の位置	試験場の 名 称	採用時期
自衛官候補生	平成23年8月	平成23年9月17日	筆記試験	山形市	食糧会館	平成24年
(男子)	1日(月)か	(土)	適性検査	米沢市	米沢市西部コミュニ	3月下旬
	ら同年9月9			714 04 114	ティセンター	又は4月
	日(金)まで			鶴岡市	鶴岡産業会館	上旬
				新庄市	新庄市民プラザ	
				村山市	甑葉プラザ	
		平成23年9月26日	口述試験	東根市	陸上自衛隊神町駐屯	
		(月) から同月28	身体検査		地	
		日(水)まで				
自衛官候補生	平成23年8月	平成23年9月25日	筆記試験	東根市	陸上自衛隊神町駐屯	
(女子)	1日(月)か	(目)	適性検査		地	
	ら同年9月9		口述試験			
	日 (金) まで		身体検査			

2	応募手続
~	カンタシュニャル

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を 記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部 (電話023(622)0711)、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課 (電話023(630)2075) に問い合わせること。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

圉 宣 重 攉 洲 偣貝 金 汌 の終 (こ相) $\stackrel{\sim}{\mathbb{H}}$ 10 敷 3 EE. 17,800 17,300 000 300 009 500 200 900 900 009 500400 800 000 収入が186,0 を超え214,0 以下の者 17, 39, 49, 13, 26, 33, 35, 55, 35, 12, 39, 田000 800 17,300 500 500 700 300 400 100 800 100 000 100 100 900 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 34, 17, 17, 43, 13, 31, 48, 36, 32, 38, 22, 29, 30, 嶣 EE 000 009 800 300 900 100 700 100 300 800 009 500 700 200 009 収入が139,0 を超え158,0 以下の者 17, 17, 17, 28, 37, 13, 19, 32, 33, 25, 27, 42, 26, 29, 田田 000 009 500 900 800 300 500 009 100 400 009 009 100 900 800 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 15, 17, 16, 5, 33, 13, 24, 37, 26, 24, 29, 22, 23, 28, EE 000 ₩ 009 100 900 800 100 200 100 400 900 100 700 009 000 200 収入が104, を超え123, 以下の者 14, 13, 13, 29, 12, 15, 32, 25, 21, 26, 19 21, 20, 23, 収入が 104, 000円 以下の者 11,800 200 800 009 300 300 200 300 17,800 21,700 100 000 400 300 20, 12, 12, 8, 22, 25, 10, 13, 17, 8, 28, 般用 尔 ĪĒ 10 <u>[</u> [[[10 <u>1</u>= ĪĒ <u>[</u> ĪĒ 10 ĪΞ ĪĒ <u>1</u>= \times 景 数 $\overline{}$ \vdash 么 正 り用積 1万当たり 住戸専月 面 4 平方メー| 44.4 劵 44. 61. 71. 77. 54. 58. 62. 99 62. 64 64. **宏形式** X X X \times \times $\, \cap \,$ \times \times 斑 ĪĒ 10 О [[[\Box <u>[</u> <u>[</u> О \Box \mathbb{C} \Box \mathbb{C} \Box \Box က \mathfrak{C} \mathfrak{C} \mathfrak{C} $_{\circ}$ \Im $_{\rm Cl}$ 天童市交り江五 丁目10-2 图河江市大字高 图字 西浦100-111 寒河江市大字高 屋字 西浦100—5 5 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 11 \mathbb{E} 1 1 11 111 \mathbb{E} 型 崖 上山市金生-目13-13 | | 市中央| | - 2 -48 流粉川 18-48 量 25 臣 量 臣 囯 臣 51 ~ 51-在 深 % 冷ら 田口 票27 \mathbb{R} \mathfrak{S} 17-Ī 1 刑 ※三 根の \sim $^{\circ}$ $^{\circ}$ 匝皿 宣皿 ▣▥ 匝皿 匝皿 $\exists \vdash$ 1= 10 =営住宅の名称等 % \ \ \ 河江7. 東根中央7. 南部为 Ŷ 2 後ア 江ア E 袮 深町アノ 天童駅回 - ト1号 松町ア、 号 三第 1号 金生ア # 10 天童了, 南寒? ·卜15 公田(足) 2 IP 2 14 7 3 α 総下 交 2 鱸 #U ~ 東部パー E % E % 岙 4 __ _ $_{\rm Cl}$ 账 E < T × <u>[</u> <u>1</u>=

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (n) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成23年8月3日から同月9日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間:午前10時から 午後6時)(ただし、郵送の場合は平成23年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成23年10月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号) おり行う。	第22条第1項の規定に	より、1	山形県県	営住宅の	入居者の	一般	公募	を次のと
平成23年7月29日								
		山形県	知事	吉	村	美	栄	子

		瞅	
		椞	
		敷金	8のにす月家相名 分貨当額
			E
		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	26,000
	街町	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	日 22, 500
		収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	日9,700
		収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	月 17, 500
	₩	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	⊞ 15,300
		収入が 104, 000円 以下の者	日3,200
		☆	一般用
	1 4	公 戸 ※ 数	1
	容	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 55.7
	規	住宅形式	3 D K
恭		所 在 地	新庄市金沢1612 -3
は官住宅の名称等		卷	ニキアパー
県営住		允	県営三 ト

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成23年8月1日から同月5日まで(ただし、郵送の場合は平成23年8月5日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 新庄市金沢字大道上2034 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所
- 5 入居の時期 平成23年9月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年 7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 日 時 平成23年9月7日(水) 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型) 1台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成24年3月26日(月)
 - (4) 納入場所 東田川郡三川町大字横山字堤27番1号 山形県消防学校
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成23年1月 21日付け県公報第2213号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/) からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則 第9号) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を平成23年8月29日(月)午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、 審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することが できない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Pump fire engine with water tank (type- $\rm II$) 1 unit
 - (2) Time-limit for tender: 10:00A.M. September 7, 2011
 - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2724

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年7月29日

山形県企業管理者 髙 橋 邦 芳

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場所	日 時	入札に付する物件	予定価格	
長井市高野町二丁目3番	平成23年9月14日(水)	長井市館町南4006番3、4008番3	107 100 000⊞	
1号	午後1時30分	土地 宅地 4,876.13㎡	107, 100, 000円	
置賜総合支庁西庁舎		建物 事務所 894.16㎡		
1階102会議室		車庫 172.80 m²		

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者
- 3 契約条項を示す場所

企業局総務企画課

- 4 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額
- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 6 その他
 - (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場	所	日	時
長井市館町南4006番 3 、4008番 3 土地 宅地 4,876.13㎡ 建物 事務所 894.16㎡ 車庫 172.80㎡	長井市高野町二丁目 置賜総合支庁西庁舎 1階102会議室		平成23年8月 午後1時30分	

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、企業局総務企画課(電話023(630)2768) に問い合わせること。

			止	詩	
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成23. 7.22	第2262号	758	10	平成23年10月22日	平成23年11月22日
司	司	同	下から18	平成23年10月22日	平成23年11月22日